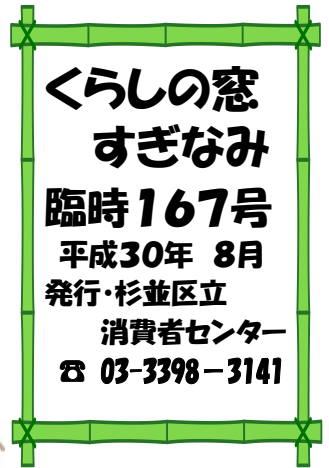


「法務省」の名称を

かたる架空請求はがき にご注意ください



はがきが
届いても
落ち着いて！
慌てないで！

【架空請求のはがき例】

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
訴訟管理番号 (あ) 259

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全国的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立合いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせください。

この度は民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴状取り下げ最終期日 平成30年 ○月○日

取り下げ等のお問合せ相談窓口

03-0000-0000

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00/土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 ○○○○センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題し、訴訟取り下げの相談に乗るなどと書かれたはがきが多数届いています。

○差出人は、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局 民事訴訟告知管理センター」、「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」などと記載されていますが、これらの団体と法務省とは一切関係ありません。

○強制的に財産を差し押さえるなど、不安をあおる文面で本人からの連絡を求める内容になっています。

○書かれている電話番号に連絡すると、弁護士等の紹介費用と称し、収納紹介サービスやプリペイドカードなどを利用して金銭をだましとるといった手口が報告されています。

電話しないで！！

《裏面に続く》

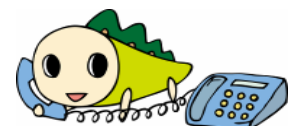
杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時~午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

ご注意ください！

☆正式な裁判手続の通知がはがきで届くことはありません。

訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で直接手渡すことが原則となっており、郵便受けに投げ込まれることはありません。

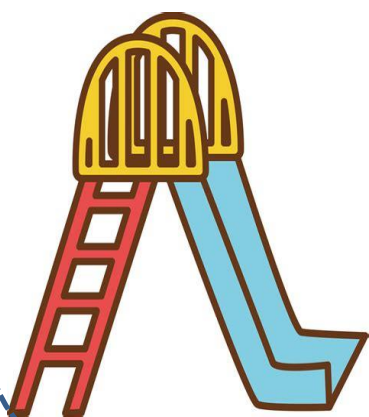
正式な裁判手続の通知がはがきで届くことはないため、法務省などの名前を装い裁判について記載されたはがきは全て詐欺です。一度電話してしまうと、だまされやすい人としてリストに掲載され、何度もターゲットにされる可能性があります。

☆身に覚えのない訴訟条件に関するはがきを受け取った場合は、そのはがきに記載されている電話番号に**絶対に電話しないで**、ください。

詳しくは、消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/>
法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

をご覧ください。

乳幼児の屋外でのやけど に注意してください



夏の日差しに熱せられた公園の遊具やアスファルトの路面は、思った以上に高温になっていることがあり、手などを触れた乳幼児がやけどをする事故が例年発生しています。

大人に比べ皮膚が薄い乳幼児のやけどは、重症化する傾向がありますので、お子さんを屋外で遊ばせる際は、高温になっているものが周辺にないか大人が確認してから遊ばせてください。

(参考 消費者庁・法務省・東京暮らしWEB)

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 **03-3398-3121**

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階